

# 「二十世紀初頭インドネシアにおける農民反乱について」

利 光 正 文

## 一、第一次世界大戦とインドネシア

ヨーロッパ全体が戦場と化した第一次世界大戦は、弱小国オランダをも当然まき込み、甚大な被害を与えた。植民地インドネシアも政治、経済両面にわたって本国同様、大きな影響を受けた。政治的には、イスラム同盟を中心とする民族運動の波が次第に高まりつつあり、その指導者達は、オランダの政治情勢の変化を鋭く察知し、運動に反映させようとしていた。一方、経済的には、ヨーロッパ向けの商品作物栽培地と原料供給地の役割を担

表(一)インドネシア輸出入品の価格変動(一九一三年を100とする)

	年 度			
輸出品(20種)	一九一四	一九一六	一九一八	一九二〇
輸入品(53種)	一〇三	一五四	二五六	三〇三

わされていたために、ヨーロッパ市場が戦争でマヒしてしまったことから、その波を直接かぶることになった。例えば大戦中の貿易品の価格変動をみると上表の様である。この表より特徴的なことは、輸出品の価格はほぼ変わらないのに比べ、輸

入品の価格は二・五倍になっていることである。その影響がうかがわれよう。

貿易の不振とともに、もう一つの大きな問題は米不足であった。インドネシアのジャワ米は美味で生産量も豊富であったので、古来周辺の国々へ輸出されていたが、人口増加<sup>③</sup>（特にジャワ）及び商品作物栽培のために水田をつぶしていった強制栽培制度以後（一八八〇年代）輸入国となってしまう<sup>⑤</sup>。特に世界大戦による交通網（海上交通）の混乱で輸入米の不足が生じ、米の欠乏が顕著になってくる。

米不足による米価上昇と貿易不振を打開するための植民地政府による公債発行は、当然インフレを招来した。物価騰貴の実態は次表で明らかである。

表(一)一九一三—一九二三年の物価指数<sup>⑥</sup>

(一九一三年を一〇〇とする)

国	年 度	一九一三年二月	一九二〇年二月	一九二三年二月	一九二三年五月
インドネシア		一〇〇	二二二	一八七	一八九
オランダ		一〇〇	二二二	一四一・七	一四四・八

即ち、大戦をはさんで物価は二倍に急上昇し、さらにそれはオランダ本国をもしのいでおり、インドネシアの経済状態の悪化を如実に物語っているといえよう。インフレによって一番被害を受けるのが低所得者層であるのは今も昔も変わりはないが、都市においては生活苦にあえぐ労働者達によって労働組合が相次いで結成され、イス<sup>⑦</sup>

ラム同盟に指導されたストライキが頻発するようになり、次第に勢力を増しつつある共産主義者達の活発な動きともからめて、民族運動が一つの大きなやまばを迎えることになる。

都市におけるストライキと歩調を合わせるように農村においては農民反乱が続発した。すなわち、一九一六年ジャンビ（スマトラ）、一九一七年タパヌリ（スマトラ）、一九一八年パレンバン（スマトラ）、一九一九年ソロ（ジャワ）、トリトリ（セレベス）、ガールット（ジャワ）等々の反乱がこれである。

ジャワにおいては、自由主義政策以後土地を持たない農民が増大し、土地を持っている農民にしても殆んどが零細農であり、<sup>⑫</sup>これらの農民達は外国資本（オランダ人と華僑）のプランテーション経営に<sup>⑬</sup>圧迫され、華僑の高利貸しに苦しめられていた。

加えて、外領（ジャワ島以外）においては、苦力条例による強制労働（賦役）<sup>⑭</sup>に農民があえいでいた。そのような折の米不足。植民地政庁はその打開策として農民に米の強制供出を課したので、農民の不満は政庁に対する反乱となって一気に爆発したのである。

ここで取り扱う二つの反乱は、一九一〇年代インドネシアにおいて民族運動の指導的勢力であったイスラム同盟が直接関係していた事件であり、反政府暴動として植民地政庁に大きな衝撃を与えた出来事として極めて大きな歴史的意義を有するものであるが、従来その研究は立ち遅れたままである。そこで本稿では、それら反乱の背景と経過及び歴史的意義を限られた史料から考察してみたい。

## 二、トリトリ反乱



トリトリ郡は、セレベス（現スラウェシ）中部の海に面した地域であるが、セレベス全体がオランダの植民地となるのは一九〇五年のことであり、それまではオランダが軍隊を送って征服戦争をくり返していた。セレベスの住人達は、それぞれの部族ごとに為政者である首長を中心として強固な部族国家を形成していた<sup>15)</sup>。そのようなセレベスの人々（農民）を苦しめ出したのが植民地政庁によって課された苦力条例であった。

さて、これからの反乱の経過は、\* De Indische Gids <sup>16)</sup> [Koloniaale Literatuur(植民地文書)]  
— Gebeurtenissen in Toli Toli (トリアリ)

事件(一)を中心に記述して行きたい。

サルンパガ地区（トリトリ郡の一地域で反乱の中心地）にイスラム同盟が影響を及ぼすようになるのは、正確には分らないが、次表から、一九一六年のイスラム同盟第一回全国大会の時、セレベスには支部がたった一つしかない（その場所は不明だが）それ以後のことであろう。実際には、サルンパガがイスラム同盟員の活動で

表(三) イスラム同盟支部数及び会員数  
(一九一六年)

支部所在地	数	会員数
ジャワ	五二	二七三三七七
スマトラ	一五	七六〇〇〇
ボルネオ	七	五五七四
セレベス	一	不明
バリ	一	不明

られていた。

第二は、一九一九年五月にかの地を訪れたイスラム同盟中央本部副議長アブドル・ムイスの宣伝旅行である。当時、同盟議長チヨクロアミノトと並ぶイスラム同盟の大立物で著名人のムイスがこのような僻地を訪れるのであるから、当地の農民達にとっては「空前のトピック」で、彼の演説が人々の政庁に抱いていた不満に対し、火に油を注ぐ役目を果たしたであろうことは当然想像される。この時期はイスラム同盟の左傾化の頂点であった。第三、インドネシア人地方官僚（当地の下役人）の措置のまずさ。彼らは農民の請願に対しては常に高圧的態度で臨み、解答はいつも「ノー」の一点張りであった。第四として、砂糖プランテーション労働者の闘争からの影響もあったのではなからうかということである。それは小林三郎氏の『蘭領印度の民族運動——シャリカート・イスラムを中心として』の中の次の様な文章により類推した。即ち、「S・I（イスラム同盟）党員は、ジャヴァ

顯然とし始めるのは一九一九年頃からである。

そこで先ず、反乱の起った背景からみてみたい。

第一に、サルンパガの農民達は、植民地政庁によって課された種々の賦役（Heerendienst）に大きな不満を抱いていたことである。賦役の例として、森へ行ってたきぎを集める（砂糖の精製燃料用）ことや道ぶしん等があるが、反乱勃発前月（一九一九年の五月）のサルンパガの賦役は四日から一日、一四日から二五日と二期に分けて（詳細は不明）課せ

の各地でアデーションを行ひ、セレベスの「*Tonorei*」砂糖工業争議にも、応援をして、暴行を働いた。」という個所である。それ以上の詳しい記述がなく、セレベスの糖業の実態もよく分らないので断言は控えるが、当時は労働運動が激化していた時であり、プランテーションの労働者は農民の出稼ぎの性格が強かったもので、その闘争の影響を受けたということも当然考えられよう。第五の理由。これは反乱の直接の動機となったもので、断食期間中（*Poasa*）の賦役中止嘆願を地方政府が拒否したことである。八月中旬から一ヶ月間の断食月はイスラム教徒である農民達にとっては、最も重要な宗教行事であった。最後に、このことは私自身理解不足で確認できなかつたけれども、ヴァン・ニールによると、当地のアダット（慣習法）の首長達の間では、世襲の権利の問題をめぐって何度か争いが起っていたが、イスラム同盟が不用意にその争いにまき込まれたために、騒擾が大きくなった<sup>②</sup>。：。：。というのである。それは、人心の不安をかきたてる材料となったといえるかもしれない。

さて、次に反乱の経過をみてゆきたい。アプドル・ムイスが宣伝旅行でサルンパガを訪れるという噂は、その他のイスラム同盟の活動家達を勇気づけていた。イスラム同盟はこの地区にすでに地盤を築いていたが、同盟主催の集会に地区民全員を出席させるほどの実力は有していなかった。しかし、農民達の課された賦役に対する不満は広がりつつあり、ムイスの訪問と合わせてイスラム同盟の勢力拡大のまたとないチャンスであった。

一九一九年になって、イスラム同盟メナド支部の幹部マロスは、オルグ活動のためトリトリ郡のサルンパガ地区に一家を連れて移り住み、意欲的な活動を始めた。彼は数回旅行し、フォルクスラート<sup>②</sup>に賦役の問題を議題として取り上げてくれるようかけ合いに行つたと言われている。勿論、彼は又、イスラム同盟中央本部に対して、ムイスの来訪を要請したことであろう。

五月頃までには、サルンパガでのマロスの声望はとみに高まっており、農民達の殆んどがイスラム同盟に加盟していた。そして、減税と賦役免除が同盟員達の合い言葉となつていった。

五月九日、マロスの指導で同盟の集会が開かれた。この集会では、アブドル・ムイス来訪の件が大きな注目を集め、会の雰囲気は大いに盛り上つた。カテベという男が立ち上がり、「我々の結束は現在強い。それ故、厳しい命令が政庁より与えられる時には、我々は断固拒否すべきである。」とアジ演説をした。

五月一日、同盟中央本部副議長アブドル・ムイスがサルンパガに到着した。

五月三日、ムイスを迎えてバル村で統一集会が開かれた。この会において、サルンパガはイスラム同盟地方支部として独立し、サルンパガ支部長にマロス、支部委員にアブドル・ハリク、ハジ・ハウンがそれぞれ選出された。議題として賦役の件が討議され、断食期間中の賦役中止を郡庁に嘆願することを決定した。しかしながらこの嘆願は郡長によって拒否された。

五月五日、バル村で再び全体集会が開かれた。ムイスは演壇に立ち、次の様に演説した。「政庁の命令が不当であれば、それを拒否することを恐れてはなりません。我々はいかなることでも皆さん方への援助を惜しまないつもりです。イスラム同盟員が活動するときには、死ぬことさえ恐れてはならないのです。」この集会の後、ムイスはサルンパガを去つた。

五月一六日、サルンパガのモスク内で開かれた集会で、マロスは昨日のムイスの演説に続ける形で、「同志達よ、我々のイスラム同盟は現在強い。ムイス副議長は、いかなる状況でも援助を惜しまないと言われた。政庁の命令が強化されれば、簡単に従つてはならない。そして、死をも恐れないということを示さねばならない。」と

力強く述べた。農民達の不満と抵抗心はピークに達し、遂に賦役への就業放棄が現実化した。

五月二一日と二二日、事の進展に驚いた郡長（原住民首長）モハマド・サレーは農民達の賦役遂行を説得して回ったが、全くの徒勞に終ってしまった。

五月三〇日、郡長はドンガラの監督官に状況報告を行なった。

五月三一日、倫理政策派の監督官で、農民の訴えにも寛大な態度で臨んでいたカット・アンヘリーノ（オランダ人）は、事態の悪化を阻止し、状況調査をするためにサルンパガへ向けて発った。彼に従った者達は、ハジ・アリ（原住民首長 徴税書記官）、モハマド・サレー、三人の下役人、警部一人、四人の武装警官、というインドネシア人地方役人達であった。

六月三日、サルンパガに到着した監督官は直ちに農民達を集め事情調査を行なった後、首謀者を逮捕し、その場で彼らに、指導者二名（マロスとアブドル・ハリク）には懲役一四日の刑を言い渡した。この処置に対し、その場では農民達の抗議は起らなかった。

同日夜監督官一行（逮捕者を含む）がドンガラへ向けてサルンパガを出発後、ハジ・ハユンの家で集会が開かれ、監督官の処置に憤慨した残りの農民達は、逮捕者の釈放、及び賦役の断食開けまでの延期、の二つを嘆願事項とし、もしこの嘆願が受け入れられない場合には武装蜂起することを決定した。

六月四日、武器を入手した農民達は蜂起し、反乱はトリトリ全域に波及した。

六月五日早朝、急を聞いて引き返して来た監督官達は、サルンパガで武装農民に包囲され、応戦のいかなく全員殺害されてしまった。この反乱の勢いに恐れをなした郡の役人達は、なすすべもなく逃亡した。

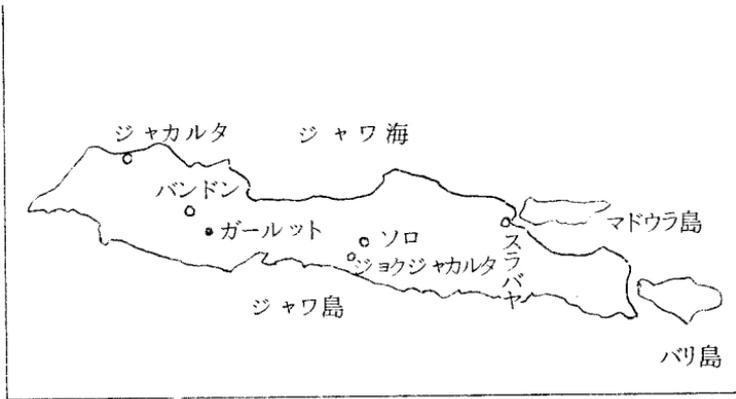
六月一四日、レシデント（オランダ人州知事）は歩兵二個大隊を卒いて現地向い、反乱を鎮圧した。トリトリ地方裁判所は、反乱の首謀者五名に死刑、残りの逮捕者には懲役刑を宣告した。しかし、バタヴィア高等裁判者は、死刑を宣告された者達には、懲役刑、さらに、残りの囚人達は無罪とする大幅な刑の緩和を行なった。そして高等裁判所の下した判断には次の様な説明が付記されていた。「この判決文に与えられた理由は、以下の如くである。 (一)、(地方) 裁判所の適切な調査がなされなかった。 (二)、罪は民衆を扇動したアブドル・ムイスト、賦役に対する不満が広がっていた地域に留まることをその扇動者に許した政庁とに關わっている。 (三)、死刑の執行は、人々が殉教とみなすから得策でないであろう。<sup>25</sup> 以上が反乱の経過のあらましである。

ここでは、反乱の規模及び参加した農民の階層、それに植民地政庁の嘆願に対するその後の措置等子細なことは分らないが、少なくとも、この種の事件では初めてオランダ人官吏が殺害されたという事実と、刑を軽くして他地域への波及を未然に防止しようとする態度からみて、その受けたショックの程度はかなりのものであったと推測される。

### 三、ガールット事件とB部

この事件は、第一次世界大戦による米不足（主として輸入米）を農民に対する強制供出、いわば農民の犠牲によって植民地政庁が乗り切ろうとしたために彼らの不満が爆発して起ったものである。

西ジャワ、ガールット県チマレメ村のگانこな老農夫ハジ・ハッサンは、一三バウ（約九・一ヘクタール）の水田（Sawah）を所有する富農であった。植民地政庁は、ハジ・ハッサンに対して月四二ピクル（一ピクルは



六二・五Kg)の供出米を割当てた。一九一九年の四月に、ハッサンは供出量を減らしてほしいとガールットの県長に嘆願した。嘆願の理由は、四二ピクルの供出米を出せば一族約八〇人の扶養米が確保出来なくなるということであった。しかし、この嘆願は聞き入れられなかった。地方裁判所の見積りによると、ハッサンの米の生産高は月割りにして約六五ピクル、自家消費必要量約一三ピクル、余剰米として五二ピクル、四二ピクルの供出米を出したとしても一〇ピクルの米は手もとに残ることに<sup>26)</sup>なり、生計は十分成り立っていったはずだと説明している。

ところで、供出制度がどのように行なわれたかが問題となってくる。この運用方法はかなり乱暴なものであったらしい。例えば、植民地政庁によって一応供出の規定量が決められていたにもかかわらず、供出がたび重なると地方の役人達は規定量を無視し始め、彼らの勝手な供出量のままになった。又、供出を行なった後、関係当局よりいかなる支払いも受け取らない農民も多数いた。<sup>27)</sup>そこで、供出の取り扱い中、多くの不平が農民より役所に持ち込まれた。<sup>28)</sup>それ故、ハジ・ハッサンはこの

ような供出制度の実情を心得ていたので、それに従わなかったとも言われる。<sup>29)</sup>いずれにしても、ハッサンは政庁側の供出量を拒否し、あくまで譲らなかつた。こうしたハッサンの動きに対

し、ふだん植民地政策に不満を抱いていた農民達が同調したであろうことは当然考えられる。ハッサン及び政府側両者にとって事態がどれほど逼迫していたのかは定かでないが、ハジ・ハッサンは一族の者を呼び集め、白い布（戦闘に勝利する意）をまとわせ、武器を購入して抵抗の構えを示し始めた。このハッサンの示威行動を聞いて地方政庁側はパニック状態に陥った。一九一九年七月七日、アシスタント・レジデント（副知事）は、県長（レヘント・インドネシア人）に三〇名の武装警官を率いさせて事態收拾（鎮圧）に向かわせた。現場に到着した県長は、ハッサン達に解散を命じたが従わなかったので、空に向けて警官隊に威嚇射撃させたが効果なく、遂にハッサンの家の中めがけて一斉射撃を命じた。ハッサンを含む四名が即座に殺され、約二〇名が負傷し、三〇名近くが逮捕され、残りの者達はかろうじて逃亡した。<sup>②</sup> 以上が流血事件の概要である。

この惨事に対して内外の批難が高まり、総督リンブルフ・スティルムは、ガールツトのレジデント（知事）ドゥ・ストゥエールの解任を行ない、事件は終結したかにみえたが、もう一つの新しい秘密が明らかにされた。

当地の裁判所がこの事件を調査している段階で、新たな事実が発覚してきたというのである。それは、この事件の裏で糸を引いていたのはイスラム同盟B部（Afdeling B）と名のる秘密組織的な性格を持つ団体であり、この組織がオランダ人と中国人を殺害し、植民地政庁の打倒を目ざすイスラムの、聖戦（Prang-Sabil）思想に基づいていたということであった。そして、裁判所のB部についての調査結果が次の様に発表された。

① 正規のイスラム同盟員の中からB部の会員が選ばれた。

② “Goena-Perlajan（聖戦戦闘隊）”の設置と、その戦士はB部の精鋭がであられた。

③ イスラム同盟中央本部の書記長ソスロカルドノが“Goena-Perlajan”の創設者の一人であった。<sup>③</sup>

さらに、ハジ・ハッサンとB部との橋渡しは、彼の義理の息子でB部のメンバーであったハジ・ガジャリによって行なわれ、ハッサンはやがて“Goena Perlawanan”の熱狂的な一員となり、七月七日を聖戦の日と長い間決めていたと続けている<sup>31)</sup>。つまり、ハジ・ハッサンの抵抗は経済的な原因ではなく、B部の一員としての政庁に対する聖戦であったとしている。

以上の様な調査結果をふまえて植民地政庁は、イスラム同盟とB部の関係ありと断定し、ソスロカルドノ、サルジョノ、ウイナンタ、アリミン、ムソ等を初めとする多数の同盟中央本部の指導者達を逮捕した。加えて重大なことは、後に釈放されるが、イスラム同盟議長チョクロアミノトの逮捕であった。これら一連の指導者逮捕は、イスラム同盟の機能をマヒさせ、組織運営上大きな支障を与えるとともに、一般同盟員の戦意喪失につながり、同盟にとってかなりの打撃となった。

ところで、B部の実像はどの様なものであったのだろうか。一九一四年にマノンジャヤで小工場を経営していたハジ・イスマイルは、その地のイスラム同盟委員長となった。一九一七年、彼はシンガパルナで秘密結社の性格の濃いB部を設立した。その規模や実態は不明であるが、彼はその組織をイスラムの防波堤にすることを主張し、組織拡大のため農民に護符（*djimat*）：その所有者にある種の力と幸福を授けると考えられていた）を売りつけたといわれる。そして、この組織はジャワの農民の心中に生き続けている。“Ratu Adil（虐げられた者を救う至高の王）”の出現と、イスラムを強化するための聖戦の思想を持っていたともいわれている。加えて、この組織を広げるためにイスラムの宗教指導者キャイ（イスラム教師）の個人的な力を利用したともいう<sup>32)</sup>。しかし、ウィリアム・オアテスは、全体の運動は実に消極的であり、ハジ・ハッサンの事件によって偶然に発見

される以前の六ヶ月間は活動らしい活動は全くしておらず、キャイにとつての自己の威信を高めるための単なる道具になり下つていたと述べている。<sup>33</sup>従つて、このB部がオランダ人と中国人の殺害を目ざし、植民地政庁の打倒を企てていたということは大いに疑わしくなってくる。それに、敵意を刺激するヨーロッパ人のプランテーションが存在しなかつたが、ガールット地区にどうしてB部が足場を見出し得たのであろうかと言うヴァン・ニールの疑問点は、その存在さえも疑わせてしまふ。

さて、イスラム同盟とB部との関係はどうであらうか。裁判所の調査では関係ありと断定されたけれども、これも疑わしい。一九一九年の二月二四日にB部のリーダー、ハジ・イスマイルはイスラム同盟中央本部の命令に従いたいと申し込んだけれども、チヨクロアミノトは拒否している。さらに、B部の一員であつたハジ・ハッサンは、植民地顧問官ハズの報告の中では、ハッサンはイスラム同盟の敵とみなされるとさえ言われている。<sup>35</sup>それに、スサント・ティルトプロジェクトも同様、「その秘密結社は自らをイスラム同盟B部と呼んだけれども、実は同盟とは一線を画するものであつた。」<sup>36</sup>と述べ、それら二者の関係を否定している。

中央本部の書記長ソロカルドノがB部と関係があつたと言われているが、このことにしても、当時の民族運動の盛り上がりの中で多忙を極めていた彼が、西ジャワの田舎の秘密結社と深い関わりを持つていたということも疑わしい限りである。

結果として、この事件は前述した様にイスラム同盟への弾圧となつて幕を閉じた。その弾圧の実情は、当時この事件の裁判に際し、自身も裁く側の一員として実際に立ち会つたインドネシア人のイワ・クスマ・スマントリの次の様な記述で跡づけられる。「ハジ・ハッサンはイスラム同盟B部と呼ばれる新組織のメンバーであつたと

いうことが言われた。B部のメンバーであったという理由で逮捕された多数の人々は、植民地支配権力の手先による暴力的拷問によってニセの自白をさせられた。その大要は、彼らが通信施設を破壊したり、政庁の役人を殺したりする様な権力にたてつく反乱の企てを目的としているイスラム同盟B部のメンバーであったと説明した。それらは強制された自白に基づいていた。一部はマヌクワリ（西イリアン）へ流刑された。しかし、オランダの残忍さはそれ以上である。ソスロカルドノ、ムソ、アリミンらはその嘘の調書に基づいたニセの宣告理由により何年もの懲役刑に処せられた。チョコクロアミノトも又、殆んど同様の刑に処せられた。彼は裁判官の判断の誤りという理由だけで、高等裁判所より無罪にされた。<sup>37</sup>」

#### 四、農民反乱の歴史的意義

トリトリ反乱においては、殺害されたオランダ人官吏が倫理主義者であったことから、植民地政庁にとっては初めての白人官吏の死とともに二重の衝撃であったに相違ない。倫理政策をめぐって、為政者である政庁の役人と被為政者であるインドネシア人の間には大きなギャップが存在していたということである。つまり、倫理政策（Ethical Policy）という支配者好みの美名で飾りたてた政策であっても、中味は所詮植民地住民に対する幾分程度は弱められたものの搾取政策の延長にすぎず、政庁官吏達の自己満足に水を浴びせたのがこの反乱であり、それは倫理政策の行きづまりを露呈する出来事であったといえよう。さらに、イスラム同盟が直接関係していたということ。これまで植民地政庁は、イスラム同盟に対してはどちらかという静観の構えを取ってきた。しかしながら、この頃になるとイスラム同盟の存在は大きな脅威となり始めており、政庁側もなんらかの手を打たなければならない時期に来ていた。そこで、ムイスの扇動を重要視し、この反乱を契機として、この直後に起

ったガールット事件において同盟の指導者達を多数逮捕することにより直接の弾圧に乗り出すわけである。そのような意味でこの反乱は、いわば、イスラム同盟弾圧への導火線になったといえる。

次に、ガールット事件は極めてあまいな存在のB部を口実として政庁側によるイスラム同盟の弾圧へと発展して行つたが、それは前述した様に同盟中央にとつての手痛い打撃であり、当時強まりつつあつた同盟内部の左（共産主義者）・右（イスラム指導者）両派の対立ともからめて同盟の勢力を削ぐ結果となり、ひいては二〇世紀初頭より始まつた民族主義運動の流れをかえさせる重大な要因となつたのである。しかしながら、この事件の意義はそれだけに止らないと思われる。つまり、事件の経過は武装蜂起の一手手前で鎮圧されてしまつたけれども、反乱に発展する可能性は十分にあつたのであるし、イスラムの聖戦という様な名目はつけているが、實質は米の強制供出に対する不満、つきつめればオランダ植民地政策に対する抵抗であり、イスラム同盟の地方支部が担つた農村での反税闘争に呼応した積極的な示威運動でもあるので、農民反乱と呼んでも差支えない事件であつたといえよう。

従つて、これら二つの農民反乱は、暴発的であり、系統だつた組織をもたなかつたために、広範な農民闘争にまで発展しえなかつたけれども、オランダの植民地統治に対する反植民地闘争の性格を有しており、一九五〇年代に独立を勝ちとるまで続く反植民地・反帝国主義のスローガンを掲げた民族解放運動の先がけをなす農民反乱であつたと規定されうるが故に、その歴史的意義は極めて大きいといえそうである。

(註)

(1) 一九一二年に設立された政治団体で、前身は前年に創立されたイスラム商業同盟。当初は植民地政庁に協調的

であったが次第に過激化し、インドネシアの独立を旨とする様になった。最盛時には二五〇万の会員を数え、一九一〇年代の民族主義運動を指導した。

(2) 谷川栄彦『東南アジア民族解放運動史』頁一九五。

原住民人口の増加趨勢（一八一五—一九四〇年）

(3)

年次	人口実数 (単位千円)		人口密度 (一平方キロメートル 当り)		人口増加率 (前年比%)	
	一八一五	一九四〇	一八一五	一九四〇	一八一五	一九四〇
一八八〇	一八八五	一八九〇	一八九五	一九〇〇	一九〇五	一九二〇
一八八〇	一八八五	一八九〇	一八九五	一九〇〇	一九〇五	一九二〇
一八八〇	一八八五	一八九〇	一八九五	一九〇〇	一九〇五	一九二〇
一八八〇	一八八五	一八九〇	一八九五	一九〇〇	一九〇五	一九二〇
一八八〇	一八八五	一八九〇	一八九五	一九〇〇	一九〇五	一九二〇
一八八〇	一八八五	一八九〇	一八九五	一九〇〇	一九〇五	一九二〇
一八八〇	一八八五	一八九〇	一八九五	一九〇〇	一九〇五	一九二〇
一八八〇	一八八五	一八九〇	一八九五	一九〇〇	一九〇五	一九二〇
一八八〇	一八八五	一八九〇	一八九五	一九〇〇	一九〇五	一九二〇

長田秋雄『インドネシアの農業経済』頁一二八。

(4) 東インド総督ファン・デン・ボスにより導入された政策で、各村落の総耕地面積の五分の一にヨーロッパ市場向け商品作物（砂糖さび、コーヒー、藍、茶等）を半ば強制的に農民に栽培させ、政府が定めた評価額で独占的に引き取り、ヨーロッパ市場で売りさばいた。この制度によりオランダ本国の財政難は救われたが、農民の疲弊も甚しかった。（内藤能房「十九世紀ジャワの「土地占有形態」再考—ジャワ村落の歴史的性格に関する一考察—」『アジア研究』第二四巻第一号 頁五六—五七参照。）

(5) 一八五〇—一九三〇年ジャワの精米生産および輸出入統計  
 (バタビア・スラカルタ・ジョクジャおよびマドゥラ各州除く)

年次	生産 (千トン)		輸出入 (千トン)		原住民一人当り消費量 (Kg)
	生	輸	入	出	
一八五〇	七九八	(+) 二三	(+) 二三	(+) 二三	一〇三
一八六〇	一、〇一七	(+) 四一	(+) 四一	(+) 四一	九七
一八七〇	一、三三八	(+) 八	(+) 八	(+) 八	一〇〇
一八八〇	一、八六七	(-) 八七	(-) 八七	(-) 八七	一二〇
一八九〇	一、九三一	(-) 九	(-) 九	(-) 九	一〇二
一九〇〇	二、一九二	(-) 一一九	(-) 一一九	(-) 一一九	一〇三
一九一〇	二、五三七	(-) 二五六	(-) 二五六	(-) 二五六	二三
一九二〇	二、五五六	(-) 三二四	(-) 三二四	(-) 三二四	一〇七
一九三〇	二、七七五	(-) 二三三	(-) 二三三	(-) 二三三	九五

長田秋雄 前掲書 頁一四四。

(6) Hesselink "Spoor-en Tramweg"; SCS, Verslag VIII, P. 26

(7) インドネシア人労働者による労働組合の結成は、一九〇五年の国有鉄道組合を最初とし、これが分裂して一九〇八年電車・鉄道労働組合、一九一一年税関吏労働組合、一九一二年教職員組合、一九一六年国営質屋労働組合等が相次いで生まれた。

(8) ストライキが頻発するのは特に一九二〇年で、各労組は賃上げを主要求とするストライキを行ない、かなりの成功を収めている。

(9) インドネシアに共産主義をもたらしたのはオランダ人のマルキスト・スネフリートであるが、彼は一九一三年インドネシア共産党の前身インド社会民主同盟を設立し、そこから育ったインドネシア人セマウンを中心とす

る一派がイスラム同盟に入党し、スマラングループとして同盟内での勢力を増していった。

(10) ソロで起きた農民反乱は印欧混血人の団体である急進的なインスリンデ党によるものといわれる。

(11) 強制栽培制度の後に導入される自由主義政策とは、具体的には、一八五五年の労役の廃止と労働の自由化、一八二七年の地稅制の確立と八五年の改正、八二年の人頭稅の確立等の一連の政策である。

(12) 共同占有地、個人占有地に限りなく農民で土地を保有している者は約五五%、その内わけは一バウ（家族四人が生計を立てていけるだけの面積）未満が七五%、一バウから二バウまでが一九%、二バウ以上は六%となる。反対に、土地なき農民は四五%、その中で小作とプランテーション労働で生計を立てている者二〇%、半失業者（雇農）八〇%であろうと言う。（長田秋雄 前掲書第二章参照）。

(13) プランテーションはエステート農業と呼ばれ、甘蔗・タバコ・コーヒー・ゴム等が栽培された。オランダ人資本が殆んどであったが、後にはアメリカ人・イギリス人も参加した。

(14) インドネシア人農民に課されていた賦役には、原住民首長に対するものと植民地政庁に対するものの二種があった。植民地政庁へのもは、強制栽培制度導入後の商品作物の運搬等が主なものである。

(15) 例えばマカッサルのブギス族では家父長的な首長が無制限の支配者として部族民に臨んだといわれる。（岸幸一「インドネシアにおける伝統的権力の変動過程―植民地期から独立期にいたる変動についてのケース・スタディー」『東南アジアにおける権力構造の史的考察』所収 頁三五八）。

(16) インドネシアで当時発行されていたオランダ語の新聞の論説や主要な記事を収録している。時期は一九一〇―二〇年代が主で一年を前期と後期に分けて編集している。

- (17) Koloniale Literatuur は当時の植民地政庁が毎年発行していた年次報告書『Koloniaal Verslag』を参考にし、事件の内容を要約しなおして『De Indische Gids』に収録したものと思われる。
- (18) 浜田恒一『蘭印の資本と民族経済』頁二五六。
- (19) チョクロアミノトはプリアイ出身で官吏養成学校を卒業したが官途につかずワヤンの一行に身を投じて放浪した後、その類希なる雄弁をみこまれて、一九一二年にイスラム同盟が設立されると議長のと議長に就任した。
- (20) 小林宗三郎『蘭領印度の民族運動——シャリカート・イスラムを中心として』頁五五—五六。
- (21) Van Niel R., *The Emergence of the Modern Indonesian Elite*, P. 145
- (22) 国民参議会。一九一六年植民地政庁によって開設された議会にあたるもの。構成員はヨーロッパ人及びインドネシア人であったが議決権をもたず、大した働きはしなかった。
- (23) オランダ植民地政庁における地方行政官。彼らは管轄区域内のあらゆる事情に精通し、直接命令は下さないけれども、その発言はなんびともこれに従わざるをえない「沈黙の圧力」を有しており、植民地行政に多大な貢献をしたといわれる。(地域講座・現代の世界(五)『東南アジア』頁四七。)
- (24) 二〇世紀初頭より導入された植民地政策。原住民の教育及び福祉をその主要目標とした。
- (25) "Het Toli-Toli Proces", *De Indische Gids*, P. 78
- (26) "Het Garoet-Drama en de Afdeeling B", *ibid.*, pp. 449—451
- (27) *Deliar Noer, The Modernist Muslim Movement In Indonesia 1900—1942*, pp. 195—196
- (28) "Het Garoet-Drama en de Afdeeling B", *op. cit.*, P. 451

- (29) Deliar Noer, op. cit., P. 196
- (30) "Het Garoet-Drama en de Afdeeling B", op. cit., P. 456
- (31) Ibid., Pp. 452-453
- (32) William, A. Oates, "Afdeeling B", The Journal of South-east Asian History, Vol IX, P. 110
- (33) Ibid., Pp. 111-112
- (34) Van Niel, op. cit., P. 147
- (35) Deliar Noer, op. cit., P. 198
- (36) Susanto Tirtoprodjo, Sedjarah Pergerakan Nasional Indonesia, P. 34
- (37) Iwa Kusma Sumantri, Sedjarah Revolusi Indonesia, vol. 1, P. 31

(付記)

本稿においては、反乱に加担した当事者達の残した史料の欠如から、反乱の規模、参加した人々の階層分析、反乱の与えた社会的影響等掘り下げた研究が出来なかったが、それらの点に関しては、将来の課題としたい。